社会福祉法人弥十郎愛育会 役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人弥十郎愛育会(以下「この法人」という。)の定 款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要 な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとこ るによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
 - (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及 び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区 分されるものとする。
 - (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料 等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等は無報酬とする。

(費用)

第4条 この法人は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

(公表)

第5条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給 の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規定は、平成30年3月17日から施行する。